

# ネットワークビジネスにおける 利用者情報の保護に関する最新動向

寺田 眞治 株式会社オプト 海外事業本部 プロジェクトマネージャ

## スマホをはじめ多種多様な情報取得問題 関係者の責任明確化と自主規制、国際協調がポイント

技術革新を背景としたSNSの普及、スマートフォンやタブレット端末の急拡大、クラウドサービスの進展に伴うビッグデータ活用の伸張などにより、利用者のプライバシー情報の流通が飛躍的に増大し、さまざまな問題や懸念が一気に噴出し始めている。

セキュリティーへの脅威、不用意な利用者情報の取得と利用によるプライバシー侵害、青少年に対する新たな有害コンテンツの問題などが顕在化しており、イノベーションと秩序の整合性を模索する動きが、世界的な規模で始まっている。

### 顕在化した脅威

ここ2～3年では、FacebookをはじめとするSNSのプライバシー設定への対応が、繰り返し問題となっている。一般にSNSでは、利用者のプロフィールや書き込んだコンテンツなどは公開情報と考えられがちだが、APIによりさまざまなアプリケーションなどで誰でも取得できるため、利用者の理解や想像をはるかに超える利用が実現されている。

ネットビジネスのイノベーションを格段に推し進める効果がある半面、自分の情報がどのように扱われるかわからないため、大きな不安感を助長させてもいる。また、事実、すべての利用者が望むわけではない利用による問題も発生している。例えば、チェックイン情報のリアルタイム共有によるストーカー的行為や、就職活動における差別につながる情報の利用などが記憶に新しいところだろう。

スマートフォンでは、あまりに早く普及が進んだため

に、セキュリティー、プライバシー、青少年問題のあらゆる面で対策が後手に回っている状況となっている。常に身に着けている端末であるだけでなく、GPSやカメラの搭載などパソコンとは比較にならないほど利用者の情報が蓄積され流通するものであるため、これまでのパソコンにおける対策だけでは十分とはいえないことが明確になってきている。

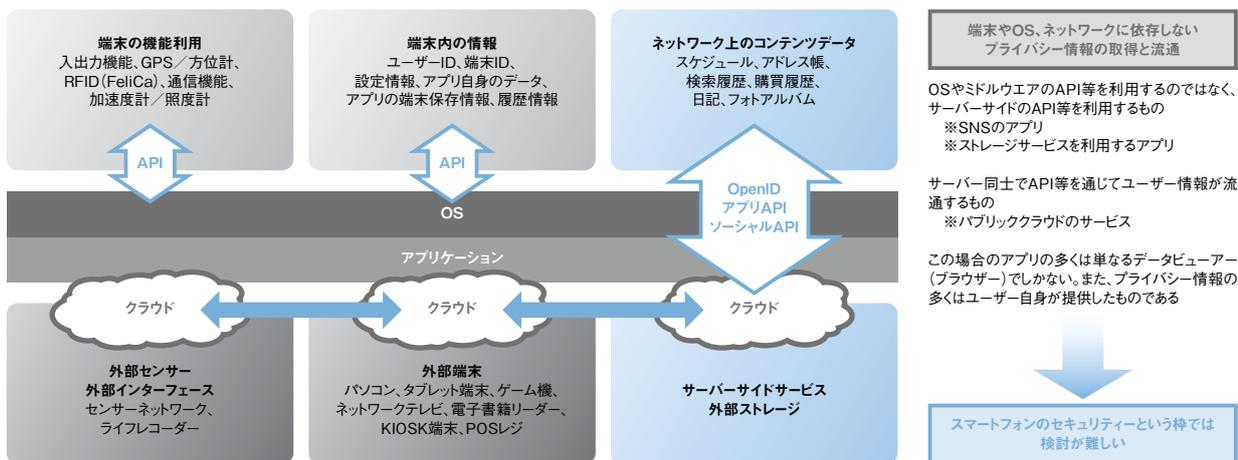
マルウェアなどは爆発的に増えており、すでに個人情報の流出と思われる詐欺被害なども急激な増加を見せている。また、スマートフォンでは比較的簡単にアプリを開発・提供できるために、プライバシーへの配慮についてリテラシーの浸透が追いつかず、アプリの流通やセキュリティーに問題があるまま情報を取り扱っている状況も繰り返されている。また、わが国においては、キャリア側のネットワーク上でフィルタリングなどの管理ができないことによる、青少年への有害コンテンツの流布も大きな問題となっている。

さらに最近では、現実社会でのICカードの普及を受けて、膨大な会員データをインターネットと連携させる動きが活発化している。この際に、インターネットに精通していない事業者がプライバシーへの配慮を欠いた対応を行う例がいくつか発覚している。このような例は家庭用ゲーム機でも見られ、異業種からのネット事業参入の場合の大きな課題となりつつある。

### 多種多様な利用者情報の取得方法

ウイルスやマルウェア、ウェブブラウザやアプリによる利用者情報の不適正な取得等に関するトラブルが相

図1 スマートフォンに依存しない情報取得と流通



次いで報告されているが、これらは情報の取得方法全体から見ると、ごく一部の方法でしかない。インフラのネットワークや認証決済などのプラットフォームから発行されるIDや購買記録、ソーシャルネットワークをはじめとしてさまざまなサイトのサーバーサイドのAPIによる情報取得といった、端末や、端末のアプリに依存しない、利用者の情報取得も多種多様に存在する(図1)。もちろんフィッシングやメールによるウイルス感染などといった利用者に誤認や錯覚させる手法も減ることはないだろう。また、FeliCaや今後普及が予想されているNFC(Near Field Comunication)といった無線ICカードのIDや蓄積されている情報が、リーダー/ライターによって取得されたり、Wi-FiやBluetoothによる端末のトレース(追跡)といった課題も残されている(図2)。さらに、クラウドの進展によるプラットフォームやサーバー間でのデータ流通における、利用者情報のセキュリティやプライバシーへの配慮についても例外ではない。これまでパソコンで順次起こっていた問題が、直近ではスマートフォンやタブレット端末で、今後はネットワーク機能を搭載したゲーム機、テレビを代表とするAV機器へと同時多発的に拡大していくことが予想されている。

## 対策の方向性

まず初めに、個人情報やプライバシー情報を取得すること自体が問題であるのではないということを確認しておきたい。

個人情報保護法に則り、あるいは適正にユーザーの

許諾を得て利用することで、利便性や有用性を高め、コスト削減や付加価値も高めるなど、ユーザーと事業者のWin-Win関係を実現することは、インターネットの技術革新がもたらす新たな情報社会の恩恵を享受するためにも重要なことである。

現在、問題となっているのは、ユーザーと事業者の間で不信感や不快感といった信頼関係を損なう状況が発生していることである。これらを払拭するために必要なことは、実態と構造を正確に捉え、課題を明確化し、責任の所在を明らかにするとともに、関係者が連携して責任範囲の対策を確実に行うことである。まず果たさなければならない責任とは、後述する、総務省による配慮原則や業界のガイドラインなどの遵守である。根幹にあるのは、透明性の確保、ユーザー関与の機会の確保などであるが、これはインターネットに関わるすべての事業者に当てはまるものである。それぞれの立場によって、直接的な遵守、遵守するための環境の提供、遵守しているかの確認など、果たすべき役割が異なるだけである(図3)。

一方、ユーザーもアプリやサービスが求める利用者情報の取り扱いの許諾に対して正しい知識を持って内容を確認して判断するなど、利用者としての責任が求められるが、個々の事業者だけではなく関係者全体で啓発していくことも重要な責務となる。

このように、多くの関係者が配慮原則やガイドラインをベースとしている対策では、それぞれの関係者間で齟齬や不整合が起きないように緊密な連携を取ることが重要となる。さらには、新たに参入してくる事業者や

図2 ユーザー情報の取得方法

<b>1.インフラ系のネットワークプラットフォーム</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>通信事業者が提供するIDや各種情報の取得 ex.各種ID、アクセスポイントの情報やそれにひも付く情報等</li> <li>認証決済関係プラットフォームが提供する情報の取得 ex.ユーザーIDと利用データ、OpenID、ソーシャルID、Edyナンバー、Suicaナンバー、FeliCaナンバー等</li> <li>トラフィックデータの取得 ex.通信ログ、DPIによる情報取得</li> </ol>	<b>4.外部からネットワークを通じての明示的な情報取得</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>会員登録型サイト、懸賞サイト、アンケートサイト等によるユーザー情報収集</li> <li>メール、IM等によるアンケート等のユーザー情報取得</li> </ol>
<b>2.メディア系のネットワークプラットフォーム</b> <p>メディア、CP等のプラットフォームが提供する情報の取得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ソーシャルAPI、ソーシャルグラフ等による情報の取得</li> <li>②ECサイトのプラットフォームが提供する情報の取得 ex.購買履歴、商品DB、ポイント等のAPI等</li> </ol>	<b>5.外部からネットワークを通じての明示的ではない情報取得</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.フィッシングサイト</li> <li>2.OS、ミドルウェアやアプリの脆弱性を突いたサイト</li> <li>3.無差別メールによるメールアドレス収集</li> <li>4.ウイルス添付メール</li> </ol>
<b>3.アプリケーションプラットフォーム(OS、Java、Flash等)</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.アプリによる情報の取得 <ol style="list-style-type: none"> <li>①端末内に記録されている情報</li> <li>②端末のデバイスを利用して取得する情報</li> <li>③端末による通信の履歴や内容</li> <li>④端末の通信機能を利用した他の端末やサーバーの情報</li> <li>⑤他のアプリの情報や実行内容</li> </ol> </li> <li>2.アプリの機能を活用する情報の取得 ex.ブラウザのCookie……メディアがユーザー識別のために発行した識別子を利用</li> <li>3.機能を強化する追加アプリ等による情報の取得 ex.Toolbar、ウェブヘルパー……機能強化が主な目的だがブラウザのアクセス内容等を取得するものもある</li> </ol>	<b>6.外部からネットワークを通じてのサーバーからの情報取得</b> <p>サイトクロール、ソーシャルグラフを利用したクロール等</p>
	<b>7.ネットワークを通じての製品やソフトウェアのフィードバック</b> <p>OS、端末、デバイス自身 ex.製品登録、バージョンアップ、不具合修正のための情報取得</p>
	<b>8.デバイス間通信による情報取得</b> <p>PAN (Bluetooth、IrDA、ZigBee等) 非接触ICカード (NFC、FeliCa等) USB</p>
	<b>9.その他</b> <p>端末購入時、回線契約時、製品登録カード等</p>

ユーザーへの告知や啓発も非常に重要である。また、遵守状況に対してだけでなく、新たな問題にもいち早く対応できるようなモニタリングの仕組みも必要になるであろう。

今後、個々の事業者においては新しいサービスやビジネスを行う場合、「Privacy by Design」(個人情報のコントロール)という考え方に則った対策を事前に行っておくことが必要となるだろう。これまでのように問題が起こってから考えるという対応は、もはや通用しなくなっており、商品やサービスの企画から開発、運用保守のあらゆる段階で、利用者のプライバシーに問題がないかを事前に調査検討し、設計しておくことが強く求められている。

## 行政と業界団体の対策の動向

プライバシー全般については、2010年5月に総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(ICT諸問題研)の第二次提言にて、ライフログ活用サービスにおける配慮原則が発表されているが、スマートフォンにおける問題が相次いだため、昨年からはスマートフォンに絞った対応策がいくつか発表されている。

ICT諸問題研では、2012年4月に「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」による中間報

告が発表されている。同WGでは、JSSEC(日本スマートフォンセキュリティフォーラム)、MCF(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)、JIAA(一般社団法人インターネット広告推進協議会)等の業界団体とも連携し、夏～秋の最終報告を目指すと同時に、各団体はこれに則ったガイドラインを順次策定する予定となっている。

青少年保護のあり方の変化に対しても、先のICT諸問題研にて「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」として、スマートフォン時代の青少年の保護を目指した提言が2011年10月に発表されている。これを受けて、安心ネットづくり促進協議会での協議と同時に、第三者機関であるEMA(一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構)にて対応策の取りまとめが進められている。

また、プライバシー問題はセキュリティーの問題とも密接な関係があるため、経済産業省でのクラウド、スマートフォン、ICタグ、ITS(高度交通システム)等の研究会などでも取り上げられている。

## 海外の動向と国際協調

欧州では2012年1月25日に欧州連合(EU)の執行機関である欧州委員会(EC)が「個人データ保護規則案」を発表し、1995年の「個人データ保護指令」以来の大き

図3 関係者の責任

アプリの開発者・配布元	配慮原則やガイドラインの順守 ※特にパーミッション等の取り方に留意
アプリの配布者 (ダウンロードサイト、 インストーラー等)	1. 配慮原則やガイドラインに則した審査 ※スクリーニング、審査の透明性 2. アプリ開発者・配布元が配慮原則やガイドラインに則した対応を可能とする仕組みの提供 ※アプリ紹介やダウンロード時等での表示
OS、ミドルウェアベンダー	アプリ開発者・配布元が配慮原則やガイドラインに則した対応を可能とする仕組みの提供 ※API利用の説明詳細化や容易化 ※パーミッション等の取得方法の改善
ユーザー情報収集モジュールの提供者	配慮原則やガイドラインの順守 ※モジュールを利用する者へのユーザー説明の徹底化 ※特にパーミッション等の取り方に留意
ユーザー情報の提供を受ける事業者	提供元への指導、確認
端末販売者 (端末ベンダー、キャリア含む)	1. 正当なアプリ以外を検知・排除できる仕組みの提供 ※セキュリティーアプリの普及 2. 利用者への説明
利用者(ユーザー)	正しい知識と対応の習得

関係者全体で検討すべき事項

- パーミッション等の取り方についてのガイドライン(基準や例示)の共通化
- 進化のスピードが速く、国内外から新たな参入者が急増することを前提としたモニタリングの仕組み
- 利用者への告知・啓発では、消費者団体や教育関係者も含めた協調関係が必要
- 制度面では国や国際機関レベル、自主規制では海外の業界団体レベルで整合性を取るために、国際協調の仕組みを作れないか

※今後、セキュリティー意識の低い新興国からのアプリ流入も増えるため、欧米だけでなく新興国との関係づくりも重要

な改正となることが予想されている。個人の求めに応じて個人データを削除することを義務付ける「忘れられる権利」やEU外の事業者に対しても有効となる罰則規定など、踏み込んだ内容となっている。米国でもFTC(連邦取引委員会)にて、2010年12月に発表した予備スタッフレポートに対する意見の取りまとめが発表され、大方の予想通り、これまで以上に強い規制が示唆されている。また、これまでこのような動きがほとんど見られなかった中国やインドでも問題が顕在化し、対策に向けての動きが見られる。

最近のネットワークビジネスは、SNS、スマートフォン、クラウドなどが国をまたがって普及することとなったため、もはや国別の対策では追いつかなくなり、国際協調が強く求められるようになってきている。しかしながら、例えばEUでは個人情報やプライバシーは個人の権利であるとして強く規制する傾向がある一方、米国はサービスの提供者と利用者との契約として契約の透明性や履行が問題であるとする立場であり、方向性の違いからくる相違点も少なくない。

また、青少年保護においても各国の文化的違いや法制度の違いによって、許容される程度が大きく異なっており、これらの情報が一元的にまとめられていないため、さまざまな摩擦が顕在化しつつある。アプリやコンテンツのセルフレーティングという考え方が、米国では

CTIA(セルラー通信工業会)とESRB(Entertainment Softwar Rating Board)によって進められており、日本ではゲーム業界やEMA、EUにおいてはPEGI(Pan European Game Information)などで同様の動きがあるが、方向性は同じでも具体的な内容では年齢、コンテンツの種類、広告のあり方など多岐にわたって、それぞれの国や地域の制度が反映されたものとなっており、相互運用には大きな困難を伴うものと予想されている。

このような状況に対して、先進国を中心とするOECD(経済協力開発機構)では、2011年6月に「インターネット経済に関するハイレベル会合」が行われ、グローバルに相互運用可能なプライバシーについての枠組み検討の必要性を確認し、作業に入っている。今後、どう擦り合わせていくのか、あるいは違いをどう吸収するのかなど利害関係も含めて問題は少なくないが、解決に向けた動きも確実に始まっている。

ネットワークビジネスのイノベーションが開いた情報の世界的流通の時代に向かって、我が国が留意すべきことは、国際的な議論に積極的に参加し、二度とガラパゴス化に陥らないようにすることだろう。今後のネットワークビジネスは、ハードの時代ではなく、情報流通の国際化の時代である。日本のネットワークビジネスが世界に伍していくためには、国際競争ではなく国際協調をリードすることにあると言ってもよいであろう。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)